

東京都胎児救急搬送システムの概要

目的

生命に危険が生じている胎児の救命を図るとともに、児の予後を向上させるため、速やかに母体を搬送し、急速遂娩を実施する。

対象

産科施設等において、胎児の生命に危険が生じている可能性があり、速やかに母体搬送及び急速遂娩が必要と判断した場合

①常位胎盤早期剥離及びその疑いがある場合
 ※胎児の心拍異常（胎児心拍数モニタリング、超音波検査、ドップラー）と妊産婦の下腹痛が重要で、性器出血を伴う場合も注意

②早産期に胎児機能不全の徴候がある場合
 （例）骨盤位の臍帯脱出、重症胎児発育不全

【対象外】

- 母体救命搬送システム対象症例
- 産科施設等で、母体搬送をするよりも自施設のほうが早く分娩でき、その後新生児搬送をするほうが良いと判断した場合（新生児科医による迎え搬送も含む）

総合周産期母子医療センターの役割

「胎児救急」として搬送受入の要請を受けた場合、以下の例外を除き、母体搬送を受入れ、必要とする処置を行う。

例外：他の緊急疾患等の対応により、緊急帝王切開等急速遂娩が実施できない場合

胎児救急搬送の流れ

